

全国の東横インの施設改造状況等の調査結果(3月31日)

38都道府県からの回答による

※平成18年3月31日時点で把握しているもの。

	物件数	是正済みのもの
調査対象※ ¹	122	－
(うち改正ハートビル法の適用対象※ ²)	(30)	－
(うち駐車場附置義務対象)	(95)	－
完了検査後に改造が確認されたもの※ ³	77	－
法令違反が確認されたもの	63	<u>54(+13)</u>
(うちハートビル法の違反が確認されたもの)	(18)	<u>18(+3)</u>
誘導ブロック(令第7条～第9条、令第14条)の設置に係る違反	(12)	12
車いす使用者用駐車施設の設置(令第12条)に係る違反	(11)	<u>11(+3)</u>
車いす使用者用便所の設置(令第10条)に係る違反	(2)	2
出入口の幅、廊下の段差(令第13条)にかかる違反	(2)	<u>2(+1)</u>
(うち建築基準法の違反が確認されたもの)	(41)	<u>34(+11)</u>
容積率(法第52条)違反	(30)	<u>23(+8)</u>
建築確認の手続き(法第6条)違反	(8)	<u>7(+1)</u>
定期報告義務(法第12条)違反	(3)	3
建築基準法に基づく条例(法第40条)違反	(3)	<u>3(+2)</u>
敷地内の通路幅員の不足(令第128条)	(3)	3
建築物の高さ制限(法第58条)違反	(1)	<u>1(+1)</u>
建築物の防火措置(法第62条)違反	(1)	<u>1(+1)</u>
階段の手すりの未設置(令第25条)	(1)	1
防火設備による区画の撤去(令第112条)	(1)	<u>1(+1)</u>
排煙設備の撤去(令第126条の3)	(1)	1
非常用照明設備(令第126条の4)	(1)	1
(うち駐車場法の違反が確認されたもの)	(1)	1
届出駐車場の届出義務違反	(1)	1
(うち駐車場法に基づく条例の違反が確認されたもの)	(25)	<u>23(+4)</u>
車いす使用者用駐車施設に関する違反	(5)	5

※¹ 調査対象は、平成18年1月27日の段階で完了検査済証が交付されていた物件であるが、同31日に完了検査を行った神戸三宮Ⅱを含んでいる。

※² 利用円滑化基準への適合が義務付けられるホテルは、平成15年4月1日以降に着工した2,000㎡(又は条例で定める規模)以上のものに限られる。

※³ 改造が確認されたものであり、適法な修繕・模様替も含まれている。

※⁴ 括弧内の±の数値は、前回発表(3月17日時点の調査結果)からの増減を表している。